

政務調査費の「支出項目別基準」の改正に関する陳情

(議会運営委員会付託)

受理番号 第120号 受理年月日 平成22年10月25日

付託年月日 平成22年10月28日

陳情者
.

陳情原文 平成22年7月20日付で「江戸川区民オンブズマン」が、江戸川区議会議長須賀精二氏宛てに出した「政務調査費使途問題に関する公開質問状」(以下「公開2」別紙添付1)に対して、8月30日付で須賀精二氏より回答(以下「回答」別紙添付2)がありました。

この「回答」には多岐にわたる問題点が含まれていますが、今回特に以下の二点について、政務調査費の「支出項目別取扱基準」の改正を要望します。

- 1 「支出項目別取扱基準」において政務調査費の支出対象外となっている、「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」(以下「規定1」)という規定について。

「回答」ではこの規定の判断基準は、「会場が飲食店だからとの視点ではなく、個人的色彩が強い会合」であるか否かにあるとされています。この「回答」とは別に、1月25日付「江戸川区民オンブズマン」の「政務調査費に関する公開質問状」(以下「公開1」別紙添付3)に対して、上記の規定の意味は「懇親会のみを類するものについての支出はできないということ」であり、「式典を伴う会合」や「付随的に飲食を伴う」会合であれば、「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」には当たらない、という回答をしてきた会派がありました。(別紙添付4)

こうした解釈であれば、「公開1」で問題にされている、「小岩北酒場、東京天然温泉古代の湯、割烹いこい、など明らかに飲食を主目的とする場所」での新・忘年会であっても、それが「個人的色彩が強い会合」でなければ、「式典」があれば、飲食が「付随的」であれば政務調査費の支出が許されることとなります。

重大なのは、その判断は当該議員の主観に任されており、領収書などで区民が客観的に判断することができないことです。

議員の良識が区民から全面的に信頼されているならばともかく、政治と金の問題で不信が高まっている現状では、当面少なくとも「規定1」の中に、「飲食店」、「新・忘年会」を政務調査費の支出対象外の具体例として明記していないことが問題なのです。

- 2 「支出項目別取扱基準」の「調査費」の(7)「調査研究のための交通費」の規定(以下「規定2」)について。

現状では、「規定2」の中に、パスモ、スイカなど電子マネーとして利用でき
(裏面に続く)

るカードの購入費用やチャージ代金が、政務調査費の領収書に含まれている会派、議員が相当数います。これらの「電子マネー」の購入・チャージ領収書が「金券」の領収書にはなっても、「調査研究のための交通費」とはならないことは誰にでも明白なことです。しかし「回答」では、「交通費の支払い手段としては、さしつかえない」と強弁し容認しています。「規定2」の支払い手段以外にも多方面にわたって使途が可能なことが問題なのです。この論理だと、政務調査費全額を「金券」購入にあて、そのすべてを「支出項目別取扱基準」の各項目の規定に従って使用したことにすることも可能になります。領収書は「金券」購入領収書だけで、その使途の実際の中身は区民にはまったく分からないという事実が問題なのです。

つきましては、「支出項目別取扱基準」における下記の改正を陳情いたします。

記

- 1 「規定1」の中に、「飲食店」、「新・忘年会」を政務調査費の支出対象外の具体例として明記すること。
- 2 「規定2」の中に、パスモ、スイカなど電子マネーとして利用できるカードの購入費用やチャージ代金を支出禁止項目として明記すること。

平成22年7月20日

江戸川区議会
議長 須賀 精二 殿

江戸川区民オンブズマン
江戸川
区 民
オンブズマン

政務調査費使途問題に関する公開質問状

江戸川区議会のホームページによれば、政務調査費について「交付を受けた各会派は使途基準に従って支出しています」と書かれています。しかし、本年1月25日付の国会からの区議会各会派への公開質問状、「20年度政務調査費支出に関する公開質問状」に対して、自民党会派に属する9名の議員から72項目にわたる「誤記載」の修正報告がありました。以下、江戸川区議会・行政における政務調査費の支出についての議会・行政におけるチェック体制、並びに政務調査費に関する江戸川区の「支出項目別取扱基準」の規定等についての質問にお答えください。

— 記 —

1. 「江戸川区政務調査費の交付に関する条例」のなかの（議長の調査）第7条には、「議長は、調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。」とあります。

質問① 議長はこれまで「必要に応じ調査」を実施したことがありますか。「ない」とすればその理由、「ある」とすれば、いつ誰がどのように調査したのかお答え下さい。

質問② 今回の自民会派による「誤記載」をどう受けとめていますか、なぜチェック機能が果たされなかったと考えますか。

質問③ 今回の「誤記載」は、議会および行政における政務調査費の「チェック体制」および「使途基準」の曖昧さに問題があったことを証明していると考えますが、どのようにお考えですか。

2. 政務調査費の「支出項目別取扱基準」

上記の質問④で指摘したように、江戸川区の政務調査費の「支出項目別取扱基準」の曖昧さは、例えば「基準」にある「主として、親睦又は飲食を目的とするものを除く」という規定について、「東京天然温泉」での忘年会は今回「誤記載」となっているが、「小岩北酒場」での忘年会は「誤記載」になっていない等の事例に典型的に表れています。したがって、「支出項目別取扱基準」について区民への説明責任を果たせるよう、最低限以下のようにその透明性・客観性（具体性）を高める必要があると考えますが、それぞれの質問にお答えください。

質問④ 品川区議会、港区議会、目黒区議会では、それぞれ「飲食店における会議での経費」、「飲食を目的とした会議等（新年会、忘年会、懇親会等）」、「飲食店への経費」を支出禁止規定に取り入れています。江戸川区でも、「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」の形態を具体的に規定すべきと考えますが、お答えください。江戸川区でも、「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」の形態を具体的に規定すべきと考えますが、お答えください。

質問⑤ 「パスモ、スイカなど電子マネーとして利用できるカードの経費」、「プリペイドカード等の購入費」について、それぞれ目黒区議会、世田谷区議会において支出禁止規定に取り入れています。江戸川区では交通費として、ガソリン代やタクシー代とは別にチャージ代を計上している議員が相当数います。こうした私用と混同していると思われる「電子マネーとして利用できるカードの経費」を明確に支出禁止規定にすべきと考えますが、ご意見をお聞かせください。

質問⑥ 板橋区議会では、「励ます会や祝う会等の参加費及びパーティー券代」、「町会、自治会費」が支出禁止となっています。今回の「誤記載」の中にも、「町会費」などの各種団体年会費や「励ます会費」が相当数含まれています。したがって、祝賀会費、各種団体年会費の支出禁止を明確に規定すべきと考えますが、ご意見をお聞かせください。

質問⑦ 今回の「誤記載」のなかに「宗教活動に関連する費用」が相当数含まれていました。「江戸川区政務調査費の交付に関する規則」の別表第2（第7条関係）の支出禁止規定の中にも入っていません。したがって、そこに「宗教活動に関連する費用」を付け加えるべきと考えますが、お答えください。

質問⑧ 党派として雇用している者とは別に、議員個人が雇用契約を結んでいる事例があります。

①雇用契約期間がない、②時間単価は約350円で都の最低賃金に抵触、③業務内容がなく、どのような政務調査に関わったのか不明、④被雇用者は「生計を一にする者及び三親等以内の親族の雇用」かどうか、証明されない。この事例は、この雇用契約書一通で毎月定額（5万円）を政務調査費として請求・受け取っているのですが、妥当と考えますか。お答えください。

3. 政治と金の問題がクローズアップされ、政治不信が広がっている中で、政務調査費の使途の透明性を高め、区民が真に納得できる姿勢を区議会が示すことの方が優先順位は勝るものと考えます。「自由な政治活動」を要求する議員の声は、区民にとって「政務調査費の使途基準は曖昧なままの方が良い」という意見に聞こえます。

質問⑨ 政務調査費の使途基準のより一層の明確化についてのお考えをお知らせください。

上記の公開質問に関して、本年8月10日（火）必着にてご回答ください。

なお、上記の公開質問状および回答につきましては、「江戸川区民オンブズマン」のホームページやニュース等で区民に公表させていただきます。

以上

10議送第335号

平成22年8月30日

江戸川区民オンブズマン

代表幹事 様

代表幹事 様

江戸川区議会議長 須賀精一



ご質問に対して、順次お答えいたします。

1 調査について (①～③)

政務調査費につきましては、議会が議決した「江戸川区政務調査費の交付に関する条例」、区長制定の「江戸川区政務調査費の交付に関する規則」、議長制定の「江戸川区議会政務調査費処務規程」、加えて、疑義が生じた場合の審査機関となる議会運営委員会理事会が協議し確認している事項により、条例第7条に規定されている議長の調査権に基づき、区議会事務局職員に命じ、概ね3か月ごとにチェックを進めています。

チェックの第一段階は、おおよそ15,000枚を超える領収書と明細書の突合を内容とする外形チェックです。明瞭性、正確性に視点を置いています。第二段階は、適法性に視点を置いた内容のチェックです。チェックの過程で、事務局は多くの指摘を行っているところです。この過程で不適当な支出は是正され、情報公開時の資料に反映されているところです。

しかしながら、22年1月の貴団体から各会派に対する「公開質問状」により、区議会自民党から収支報告書の修正報告が3月に議長宛てに提出されており、結果的に十分でなかった点は認識していますが、次の支出時の経験則にしてまいります。

また、当初想定できなかった支出内容も数多くありますが、議会運営委員会理事会での協議を行い、議会全体での共通認識を図りながら、的確な支出内容となるよう努めているところです。

2 政務調査費の「支出項目別取扱基準」

④について

ご指摘の会合に係る経費については、いずれも修正されていますが、会場

が飲食店だからとの視点ではなく、個人的色彩が強い会合であることからの修正と認識しています。

また、会派によってさまざまな議員活動の形態があり、会場の形態によって画一的に整理すべき問題ではなく、内容によって整理すべきと考えます。

なお、飲食を伴う会合に出席する場合には、参加費の2分の1を各議員が負担しています。

⑤について

私用による支出は当然あってはならないことです。また、物品の購入も不透明になると考えますが、交通費の支払手段としては、さしつかえないと考えます。

議会運営委員会理事会でも、証拠書類のあり方について協議しましたが、合意に達していないところで、引き続きの検討事項になっています。

⑥について

現在、年会費については一律に禁止するのではなく、「支出可能か各会派で判断し、限度額を1団体につき年1万円まで支出できる」ことを議会運営委員会理事会で確認しています。

また、規則別表において支出できない項目を総括的に記載しておりますが詳細に列記する必要があるかどうかは、今後さらに検討していきたいと考えます。

⑦について

別表第2の「私的活動に属する経費」の規定から修正されたものですが、前記と同様に詳細に列記する必要があるかどうかについては、今後さらに検討していきたいと考えます。

⑧について

一部に不十分な雇用契約書が見受けられますので、標準的に使用する雇用契約書の作成を検討します。

3

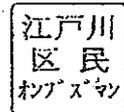
⑨について

必要に応じ、適宜検討していきます。

(担当) 区議会事務局長 石出信二

電話 (5662) 8976

平成22年1月25日



20年度政務調査費支出に関する公開質問状

昨今、いわゆる「政治とカネ」の問題が大きくクローズアップされているなか、江戸川区議会議員の皆さまの「政治とカネ」の透明性と清潔さを広く区民に知らせることが大切になっています。私たち江戸川区民オンブズマンは、20年度政務調査費の支出状況を一昨年から公開されることになった「領収書」とともに検討した結果、いくつかの疑問点が出てきました。さしあたり以下の諸点について、各会派の皆様へ書面を持って公開質問いたします。貴会派の率直な見解をお聞かせ下さい。なお本文中の若干の具体的な事例に関しては、今回は監査請求ではありませんので、あえて会派名、議員名は入れておりません。

— 記 —

1. 「宗教活動」への政務調査費の支出に関する質問

「霊友会セミナー」（第六支部決起大会）への参加費、「霊友会・弥勒山研修」費（一泊二日）、立正佼成会壮年部練成会参加費（一泊二日）、天心聖教年会費、などが政務調査費から支出されていました。これらは宗教活動＝私的活動費そのものであって、宗教団体との懇親会などによる政務調査活動はありうるとしても、それとは区別されなければならないのではと考えられますが、貴会派はどのように考えますか。

2. 「新年会・忘年会」への政務調査費の支出に関する質問

江戸川区の定める、政務調査費の「支出項目別取扱基準」によれば、「区民又は各種団体の会合等への参加費」として「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」は政務調査費の対象外になっています。しかし、新年会・忘年会への支出が多いのが目立ちます。中には新年会だけで24回参加した議員もいます。鳥銀、小岩北酒場、東京天然温泉、割烹いこい、など明らかに飲食を主目的とする場所で新・忘年会を行なっています。また「JA東京スマイル椿支部親睦旅行」等にも支出されています。これらの支出は政務調査費の対象外となっている「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」に該当すると考えられますが、貴会派は「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」とはどのような場合を考えていますか。

3. 「各種団体年会費」への政務調査費の支出に関する質問

下篠崎町会年会費、松本町会年会費、天心聖教年会費、家庭倫理の会年会費、江戸川区音楽協議会年会費、小岩交通安全協会年会費、松江フレンド会年会費、春江小学校OB会年会費等々、各種団体への年会費として政務調査費が使われているケースが目立ちました。これらの団体に入っている人は通常個人で年会費を払っているのであり、公的資金で加入してはなりません。貴会派はどのように考え

ますか。

4. 「選挙・政党活動」への政務調査費の支出に関する質問

「島村よしのぶ伸政会」(懇親会会費)、大西英雄後援会幹部会費、後援会名入りの名刺代等、「選挙・政党活動」と考えられるものへの政務調査費の支出がありました。「江戸川区政務調査費の交付に関する規則」には「選挙活動」、「政党活動」への経費に充ててはならない、とありますが、貴会派はどのように考えますか。

上記の公開質問に関して、本年2月18日(木)必着にてご回答ください。回答は、メール(上記メールアドレス先)、または郵送にてお願いします。

なお、上記の公開質問状および回答につきましては、「江戸川区民オンブズマン」のホームページ、その他等で区民に公表させていただきます。

平成 22 年 2 月 18 日

江戸川区民オンブズマン

代表幹事 様

代表幹事 様

江戸川区議会 ○○○○

平成 22 年 1 月 25 日付の「20 年度政務調査費支出に関する公開質問状」について、下記により、江戸川区議会 ○○○○ の考えをお答えいたします。

記

政務調査費で支出できない経費につきましては、江戸川区政務調査費の交付に関する規則別表第 2 に、規定されています。

当該経費を支出した場合は誤記載であり、是正処理をすべきと考えます。

次に、質問状の項目ごとに具体的にお答えいたします。

1 「宗教活動」への政務調査費の支出に関する質問

誤記載分については、必要な対応をいたします。

2 「新年会・忘年会」への政務調査費の支出に関する質問

江戸川区政務調査費の交付に関する規則別表第 1 により、調査費の支出項目の中で、「区民又は各種団体の会合等への参加費（主として、親睦又は飲食を目的とするものを除く。）」を支出することはできます。

この中で、「主として、親睦又は飲食を目的とするもの」とは懇親会のみを類するものについての支出はできないということであり、新年会等の式典を伴う会合と同義ではありません。そして、付随的に飲食を伴う「区民又は各種団体の会合等」と考える新年会等の会費については、江戸川区政務調査費処務規程により、支出額の 2 分の 1 を個人負担としています。

3 「各種団体年会費」への政務調査費の支出に関する質問

年会費については、支出可能か各会派で判断し、限度額を 1 団体につき年 1 万円まで支出できる規定を設けています。年会費、賛助会費、旅行会費については支出できないとする、会派での判断基準を設けます。

誤記載分については、必要な対応をいたします。

4 「選挙・政党活動」への政務調査費の支出に関する質問

誤記載分については、必要な対応をいたします。